

# 市・県民税の申告相談

期間 2月6日(月)～3月15日(木)

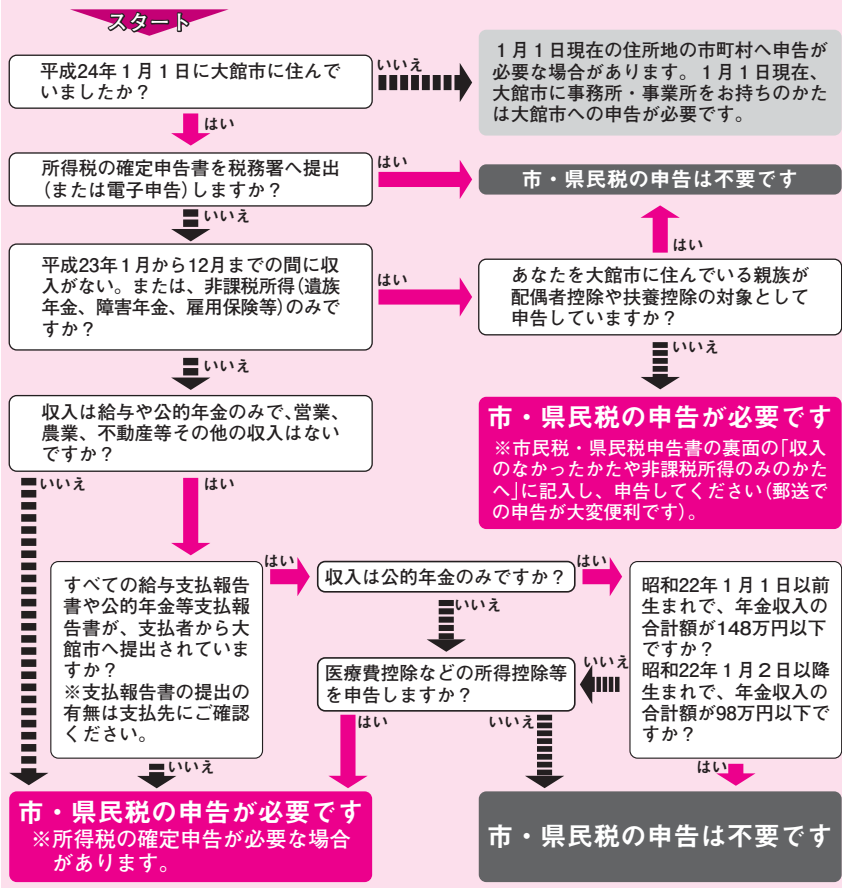
税務課市民税係 ☎43-7033

## 申告会場では

- ① 受付時間内に、会場入口付近にある番号札を手前からお取りください。
  - ② 番号が呼ばれるまでお待ちください。掲示している「開始目安時間」までは外出できません。
- 開場 8時  
受付開始 8時～15時30分  
9時
- ※開場時間前に、番号札は取れません。  
※受け付けは、混雑状況により、早く終了する場合があります。

## あなたは市・県民税の申告が必要ですか？

申告書は、昨年の申告状況等を参考にして送付しています。申告書が送られなくても、申告が必要なたは申告してください。

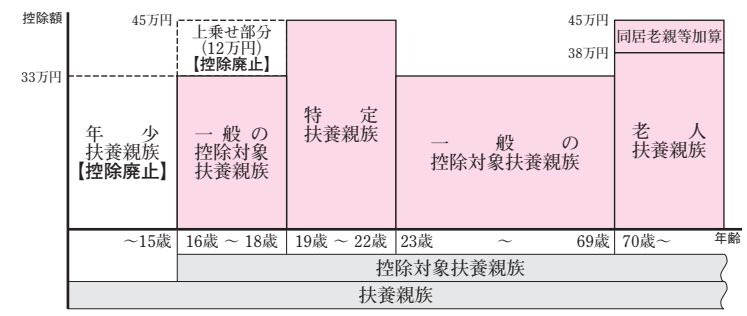


[注意] 上図は申告が必要かどうかを簡単に判断するための目安です。また、地方税法等の改正により変更になることがあります。

## 平成24年度の主な改正点

- ① 16歳未満の扶養親族(年少扶養親族)の扶養控除と16歳以上19歳未満の扶養親族の扶養控除の上乗せ部分(12万円)が廃止されました。
- ② 年少扶養親族の扶養控除は廃止されましたが、市・県民税の非課税基準の判定に含まれるので、年少扶養親族の有無の申告は必要で、他のかたと重複して年少扶養親族とすることはできません。なお、年少扶養親族が障害者の場合、障害者控除は控除することができます。
- ③ この廃止により、平成24年度の市・県民税が平成23年度より増額になる場合があります。
- ④ 扶養親族等の同居特別障害加算の方法が、配偶者控除または扶養控除への加算から障害者控除への加算に変わりました。
- ⑤ 寄附金税額控除の下限を2千円に引き下げ、対象団体には、条例で定めた特定非営利活動法人が加わりました。

扶養控除図



## 営業等所得、農業所得、不動産所得があるかた

申告書と一緒に収支内訳書を送付しています。収支内訳書を作成し、帳簿や領収書、出荷証明書など関係書類を持参してください。

平成23年中に新たに事業を始めたかたで、収支内訳書が送られていない場合はご連絡ください。

また、農業所得も収支計算となりますので、必要経費は実額を積み上げて申告する必要があります。次の関係書類を準備し持参してください。

### 収入金額のわかる書類

- 農協などの「出荷証明書」や「精算書」
- 集落営農組合の「損益分配通知書」
- 戸別所得補償制度の交付決定通知書
- 水稲共済金や無事戻金などを受け取ったかたは、金額がわかる書類
- 受け取り小作料、作業受託料などの収入があるかたは、相手先や収入金額がわかるもの
- 経費のわかる書類
- 農協などの「お買い上げ明細書(取引明細書)」や「農薬用資材購入証明書」
- 小作料、作業委託料(田植えや稲刈りなどの)の領収書